

伝為家自筆本『拾遺百番歌合』の伝本について

米田明美

はじめに

『拾遺百番歌合』は、藤原定家の撰である『物語二百番歌合』の後半百番に相当し、左に『源氏物語』歌、右に十編の平安鎌倉期の物語歌を配した物語歌合である。この『物語二百番歌合』は、前半を『源氏狭衣歌合』（左に『源氏物語』歌、右に『狭衣物語』歌を置く）、後半を『拾遺百番歌合』と称し、別々に伝存しているものもあるが、定家自筆本では前半部を『百番歌合』、後半部は「後百番歌合」と記されている。

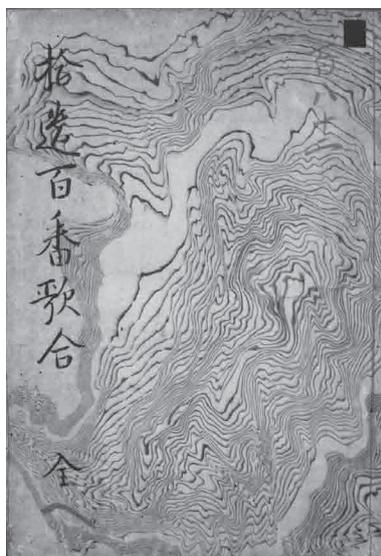
今回、後半部の『拾遺百番歌合』とする書名を持ち、定家の息子の為家自筆本から転写したという奥書をもつ二本の存在を示し、定家自筆本との相違から、その位置付けを考えてみたい。

一、甲南女子大学蔵『拾遺百番歌合』について

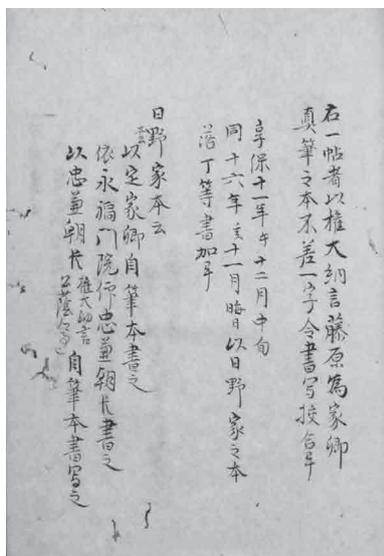
書誌

該本の書誌は、縦二十八・五糎、横二十糎の袋とじ。表（裏）紙は墨流し。書名は「拾遺百番歌合 全」と表紙左上に墨筆で直書き《写真A》。表紙には右上に朱筆で「百八十二」、書名の「全」の下部にも「へ」のような文字が記載されている。おそらく旧蔵者の手による整理番号等であろう。一丁 十二〜十三行、一行三十〜三十五字程度。和歌は一行書き。目録と作者目録、遊紙も含めて全四十丁。

書写年代であるが、巻末の奥書に「享保十一年午十二月中旬 同十六年亥十一月晦日以日野家之本 落丁等書加畢」とあるところから、江戸中期享保十一（一七二八）年十二月であろう。その後享保十六年に日野家本と校合し、落丁部分を補ったことを示しているよう《写真B》。本書の墨付き一丁表に、朱筆で「後百番歌合 日野家本如此」とあり、朱筆の校合が日野家本である。墨付三丁裏七行目の上段に、「圈点ヨリ圈点マテ為家脚本落張令以日野家本 補之」とあり、七行目頭に朱筆の○があり、四丁表の五行目行末にも朱筆の○がある。この凡そ十一行、為家筆とされる親本に落丁があり、日野家本で補った箇所と考えられる。



写真A



写真B

内題は、墨付き一丁表に「拾遺百番詞合」。内題の下に「幽遠窟蔵書記」と読める朱の蔵書印を押す《写真C》。この読みが正しければ、入江昌喜の旧蔵本となる。入江昌喜(いりえまさよし)は、享保七(一七三二)の生まれで、商人でありながら国学研究に熱心に取り組み、『竹取物語抄』『万葉類葉抄補闕』などを記し、随筆として『幽遠随筆』がある。加藤景範・江戸世恭とともに大阪国学者の三羽烏と称された。「獅子童」「幽遠窟」「白沢老人」などと号し、寛政十二(一八〇〇)年に七十九歳で没している。入江昌喜の真筆(注1)と比べると、書の雰囲気は似ているものの、一字一字厳密に比較すると相違が見られる。加えて享保十一年或いは十六年という奥書の記述を信用するならば、享保七年生まれの入江昌喜書写とは言い難い。

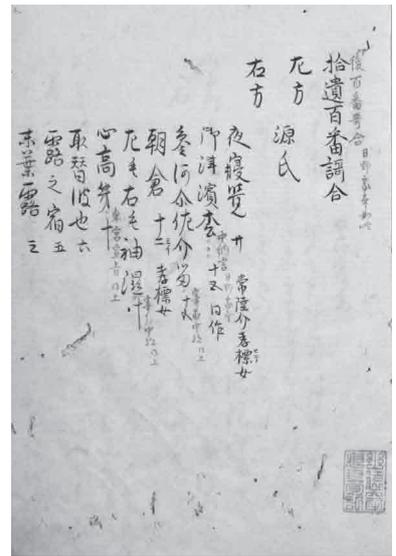


写真 C

該本には巻末に、以下のような奥書があり、これが系統を解明する大きな手掛かりになると思われる。その内容は、

「右一帖者以権大納言藤原為家卿

右真筆之本不差一字令書写校合畢

享保十一年午十二月中旬

同十六年亥十一月晦日以日野家之本

落丁等書加畢

日野家本之

本云

以定家卿自筆本書之

依永福門院仰忠兼朝臣書之

以忠兼朝 権大納言 自筆本書写之

公蔭卿事也

一本奥書三云

以定家卿自筆本書之

依 永福門院仰忠兼朝臣書之

以忠兼朝臣 権大納言 自筆本書写之

公蔭卿事也

である。

「一本奥書三云」は、該本にある墨筆の「イ」に相当する校合本であろう。この本も日野家本と同じ内容の奥書を持つ。この奥書を持つ伝本は数本あり、前田家本(尊経閣文庫本)・群書類従本などが挙げられる。この奥書の意味であるが、『定家自筆本物語二百番歌合と研究』(注2)の久曾神昇氏の解説によれば、「即ちまづ何人かが定家自筆本を転写し、ついで永福門院の仰により忠兼(公蔭)がそれを再転写し、更に別人が忠兼本を転写したと解すべきであろう。」とし、三度の転写が行われたとする。永福門院は伏見天皇の中宮で歌人としても名高く、永仁六(一二九八)年天皇の退位により永福門院の院号が贈られた。忠兼(公蔭)は、正親町実明の子で、京極為兼の猶子となり忠兼と改名し、その後小倉公雄の猶子となり公蔭と改めたようである。

つまり、該本の親本は為家自筆本と称されていた本であり、書写者は享保十一年十二月にその為家筆本を一字も過たず書写した。その後享保十六年十一年に日野家本で落丁部分を補い、他本との校合も行い、一書となしたということであろう。日野家本及び別に校合した本は、前田家本(尊経閣本)などと同様の奥書を持つことから、大よそ同じ系統に属する書であろう。

今回問題となるのは、この親本である為家筆本とされる本がどのような位置になるのかという点である。

二、東海大学蔵桃園文庫本『拾遺百番歌合』について

現在『拾遺百番歌合』の伝本中に為家筆本は見いだせないが、東海大学蔵桃園文庫本の奥書に「文化十五年二月中旬以為家卿筆本□写 源弘賢」とあり、国学者屋代弘賢が文化十五（一八一八）年に書写した本は、為家本を親本とすると記されている（注2）。少なくとも文化年間までは、伝為家書写本が存したのであろう。

書誌

縦 二十四糎横 十七・五糎の冊子本で、表紙を除き全七十九丁（遊紙三枚）の袋綴じ。表紙に題簽などはなく、内題に「拾遺百番歌合」とある。表紙の色は、薄茶。巻末の作者目録の一部に朱筆はあるものの、歌・詞書部には朱筆やイ注記はない。三丁表に「不忍文庫」「阿波國文庫」の蔵書印が押され、巻末に池田亀鑑氏宛ての古書店の請求書が挟んであった。

上部に三・五糎程度の空白があり、ゆったりとした書きぶり、元々親本は枳形本ではなかったかとおもわれる。一丁九〜十行、一行和歌一六字程度の二行書き。詞書は一行十五〜十六字程度。

注目すべきことは、この本の八丁裏の五番右の詞書途中から六番右詞書までがおよそ表裏二丁分が抜けており、その脱落部分は甲南女子大本の日野家本で補ったという箇所とびつたり一致する。加えて末尾の作者目録の右方は一行目「寢覚 廿首」とあり、次行から各詠者男女身分順に並んでいるが、定家自筆本の十一人目の「女院新少将 一首」、次の「水濱松 十五首」と七人の詠者、「参川仁介留 十五首」の二人の詠者、計九人分の詠者名が抜けている。甲南女子大本は、「水濱松 十五首」の上に朱の○印があり、おそらく親本の落丁を示していると思われる。更に東海大本は七十七丁表は「露之宿 五首」から始まっているので、「袖奴良須」の三人と「心高」の三人「取替波也」の四人の各詠者名、およそ一丁表裏分が抜け

ている。合計二丁分、親本に落丁があったのではないかと推察される。甲南女子大本では、この二か所目の抜けている箇所に、印などは見いだせないが、不自然に半丁分空白があり、親本に何らかの錯語があったことを意味していると思われる。

つまり、甲南女子大本と東海大学蔵桃園文庫の屋代弘賢書写本の親本は、既に落丁があった為家自筆本と称する同一祖本であった可能性が強い。本の書写態度を見ると、東海大学本の和歌は二行に分けて書かれ、古い形を残していると思われる。おそらく親本の字配りや行立まで丁寧に書写していると思われる。また落丁が冒頭に近い部分と巻末に近い部分、各々二丁分であることを考えると、祖本であった為家自筆とされる本の元の装丁は、列帖本であったかと想定できるだろう。勿論為家自筆というのをそのまま信じるわけにはいかないが、現存する定家自筆本も二行書きであることや、定家の『古今和歌集』書写などでは次第に和歌一行書きとなり、以後それを踏襲されていくようになることを考えると、親本の祖本は、室町時代もしくはそれ以前まで遡る可能性もあるのではないだろうか。

三、『拾遺百番歌合』成立と伝本

そもそも『拾遺百番歌合』は、藤原定家が当時存した物語中で詠じられた和歌を、歌合形式を借りて配した秀歌撰である。『百番歌合』と『後百番歌合』の二つの歌合があり、定家自身がその両者を合わせ『物語二百番歌合』と呼称している。甲南女子大本の『拾遺百番歌合』は、『後百番歌合』を指す。「源氏物語」歌百首を左方に、「狭衣物語」歌百首を右方に合わせた『百番歌合』（『源氏狭衣物語』とも称する）が先に成立し、その後その残りの「源氏物語」歌百首と「夜半の寢覚」を始め十物語歌百首を合わせた『後百番歌合』つまり『拾遺百番歌合』が成立したとされる。

この『拾遺百番歌合』の伝本であるが、撰者定家の自筆本（穂久邇文庫蔵）が存する。自筆本とはいえ、定家がすべてを書写したのではなく、定家自筆部分は題名や末尾も目録などで、後は側近の手によるものである。この自筆本の奥書は、定家自身が記しており、

此歌先年依後京極殿仰給 宣陽門院御本物語 所撰進也 私草被借失了 乃更求書写本令書書留之

とある。この記載が「此歌先年依後京極殿仰給 宣陽門院御本物語 所撰進也」とあることから、成立に関しては後京極良経の依頼によるものであり、良経没年の元久三(一一二〇六)年三月七日以前であることは動かない。続く奥書の「私草被借失了 乃更求書写本令書書留之」の記載は、良経に奉進した本かその写本の「私草」を人に貸し失われたので、別の書写本を求めて書きとどめさせたことになる。前田家本(尊経閣文庫本)の奥書にも、親本は定家自筆本と記されているが、自筆本と本文の細部に相違が見られる。その親本が良経奏覧本か私草なのかは不明であるが、これを久曾神氏(注3)は、「前稿本」とし、自筆本は撰者自身が再度書いたことから「後稿本」としている。前稿本後稿本との相違は、物語目録の「袖奴良須」(群書類従本)が自筆本では「左毛右毛袖湿」とするなど多少の相違が見られるとする。

四、為家書写本系の二書の関係

まずこの為家書写本を写したという二書が、脱落部分以外でも類似した箇所があるのか見ていきたい。その判断材料として定家自筆本を掲げ、三書で見していきたい。定家自筆本のゴチック部分は、側近の手ではなく、定家自筆箇所と想定されている箇所である(注4)。今回目録部分は外し、歌合本文を検討材料とした。下段の「共通」は、甲南女子大学本と東海大学桃園文庫本のみで、同表現が見られた箇所に「○」を記す。

一番	左詞	定家本	甲南女子大学本	東海大学本	共通
	左詠者	給ひしころ 六条院	給ひしころは 六条院以下不注名	給ひしころ 六条院以下不注名	
二番	右詠者	寢覚上	寢覚上以下不注名	寢覚上以下不注名	○
	右歌	花もかすみも	花のかすみも	花もかすみも	

四番	左詞	まうて	まかり	まうて	○
六番	右歌	右大将のもとに をちのかはなみ	右大将のもとへ をとのしら波	右大将のもとへ をちのしらなみ	○
	右詠者	はなを見るらむ	花をみつらん	はなをみつらん	
八番	右詞	右大将まさこ君	右大将まさこきみ	右大将	○
	右詞	きこえし	きこえしとき	きこえしとき	
九番	右詞	しらかはの院	白川院	白川院	○
	左詞	右おと、 うへに	右のをと、 そのうゑに	右のをと、 そのうゑに	
十番	左詞	御けしき	御けはひ	御けはひ	○
	左詠者	かしは木の 二品内親王 朱雀院第三	柏木 二品内親王 女三宮	柏木 二品内親王	
十一番	右詞	たまひける日	給けるは	給けるひ	○
	右詞	つゆけさ	つゆけさ	つゆけさ	
十二番	右詞	院	院御製	院御製	○
	左詠者	うきな、かさむ	うきなならわん	うきな、かさん	
十四番	左詞	右詞ナシ	右詞アリ	右詞アリ	○
	左詠者	見えければ	みえ侍りければ	みえ侍りければ	
十八番	左詞	中納言	中納言以下不注名	中納言以下不注名	○
	左詞	うらしま	うらしまときこえたまふ	うらしまときこえたまふ	
十九番	右詞	山陰の家	山かくれのいゑ	山かくれのいゑ	○
	右詠者	三条の内侍のかみ	二条内侍のかみ	二条内侍のかみ	
廿二番	左詞	まゐらせ給て	まゐり給て	まゐり給て	○
	左詞	しつみうらふれ しなへ一説也	しつみうらふる	しつみうらふる	
廿四番	右詞	渡唐の	渡唐の	渡唐の	○
	左詞	三条の内侍のかみ	二条内侍のかみ	二条内侍のかみ	
廿五番	右詞	大将姫君	大将の姫君	大将の姫君	○
	左詞	一の大内五君のもとに	大臣の五の君のもとに	大臣の五の君のもとに	
廿六番	右詞	月を	月は	月は	○
	右詠者	三條の内侍のかみ	二条内侍のかみ	二条内侍のかみ	
廿七番	右詞	寝唐の	寝唐の	寝唐の	○
	左詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	
廿八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
廿九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
三十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
四十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
五十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
六十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
七十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
八十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十一番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十二番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十三番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十四番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十五番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十六番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十七番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十八番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
九十九番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	
百番	右詞	給ひしころ	給ひしころ	給ひしころ	○
	左詞	六条院	六条院	六条院	

六十三番	右詠者	朝倉女君	ナシ	ナシ	ナシ	○
六十二番	右詠者	朝倉女君	ナシ	ナシ	ナシ	○
六十一番	右詞	いへりし	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十九番	左歌	けふも	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十八番	右詠者	朝倉女君	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十七番	左詠者	二品親王女三宮	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十六番	左詠者	朝倉女君	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十五番	右詞	しのひていつる	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十四番	右詠者	朝倉女君	ナシ	ナシ	ナシ	○
五十一番	左詞	ゆるまか	ナシ	ナシ	ナシ	○
四十七番	左詞	ゆるまか	ナシ	ナシ	ナシ	○
四十五番	左詞	ふちの	ナシ	ナシ	ナシ	○
四十四番	右歌	あかつきも	ナシ	ナシ	ナシ	○
四十三番	右歌	あかつきも	ナシ	ナシ	ナシ	○
四十二番	左歌	あかつきも	ナシ	ナシ	ナシ	○
四十番	右詞	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○
卅九番	右歌	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○
卅八番	左詠者	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○
卅七番	左詠者	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○
卅六番	左詞	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○
卅四番	左詞	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○
卅三番	左詞	承香殿の中納言君に	ナシ	ナシ	ナシ	○

六十四番	右詠者	関白左も右も袖ぬらす 宰相中将是也	関白以下不注名 左も右も袖湿す宰相中将	関白以下不注名	○
六十六番	右歌	よそにもきかむ	よそにもきかへ	よそにもきかむ	○
六十八番	右詞	むしのこゑ	むしのね	むしのね	○
六十九番	右詠者	関白	ナシ	ナシ	○
七十番	左詞	宇治のみこ	宇治のみこの	宇治のみこの	○
七十一番	左歌	ほたるをみても	ほたるよのけに	ほたるよりけに	○
七十二番	右詠者	関白	ナシ	ナシ	○
七十三番	右詞	いかに	いかにそや	いかに	○
七十四番	右詠者	御製	御製以下不名注	御製以下不名注	○
七十七番	右詠者	御製	ナシ	ナシ	○
七十八番	右詠者	御製	ナシ	ナシ	○
七十九番	右詞	なる心ち	なるこゝち	なるこゝち	○
八十番	右詠者	御製	返し	返し	○
八十二番	右詠者	右大臣	内大臣	内大臣	○
八十四番	右詠者	右大臣四君	右大臣四君以下不注名	右大臣四君以下不注名	○
八十五番	左詠者	故衛門督室紫上祖母	故衛門かみ室紫上祖母	故衛門督室	○
八十六番	右詞	なむとて	なんとのよ	なんとのよ	○
八十七番	右詠者	内大臣宮宰相	内大臣	内大臣	○
八十八番	右詠者	内大臣上	内大臣上元権中納言	内大臣	○
八十九番	左詠者	三条の内侍かみ	二条内侍のかみ	二条内侍のかみ	○
九十番	右詠者	入道兵部卿親王	入道兵部卿親王以下不注名	入道兵部卿親王以下不注名	○
九十一番	右詠者	入道兵部卿のみこ	ナシ	ナシ	○
九十四番	右詠者	斎宮女別当元宰相更衣	斎宮女別当	斎宮女別当	○
九十五番	中納言	中納言典侍	中納言典侍	中納言典侍	○
九十八番	左詠者	かしは木の権大納言	柏木権大納言	柏木権大納言	○
九十九番	右詠者	権大納言	権大納言以下不注名	権大納言以下不注名	○
百番	右詠者	権大納言	ナシ	ナシ	○

以上比較すると、甲南女子大学本と東海大学桃園文庫本は、やはりかなり近い関係にあり、各々の奥書の記す通り、為家自筆本と称される伝本を同じ祖本とすると言えるであろう。特に注目されるのは、左歌の詠者名表記で、この二書は物語歌として番わされる最初の詠者名に「以下不注名」と続けて、以下の番で同じ詠者の場合名を記さないという意と考えられる、他本では見いだせない(注5)。この記述は二書で、ほぼ一致する。

五、伝為家自筆本系の祖本と定家自筆本の関係

ではこの伝為家自筆本と称されていた本と、定家自筆本の関係はどう考えればいいのか。

定家自筆本は、自筆本とは言え定家がすべて書写したのではなく、かなりの部分側近の手によると考えられるが、その中でも特に漢字で書かれた箇所は、書写する家人が苦手としたのか、定家自身が後で書き加え写したと推定されている。今回、その定家自筆箇所(ゴチック部分)と異なるある箇所に注目したい。その中でも四番左歌の第五句定家自筆本「をちのかはなみ」は、「しらなみ」の「しら」の上に定家の手で「かは」と重書きして訂正している。また七十一番左歌の第二三句「ほたるをみても」の「をみても」は字を削って上に書き直している。削つてあるので下の文字は判明できないが、為家自筆本系の「よのけに」「よりけに」である可能性はあろう。

また廿九番左歌に「しつみうらふれ」の右傍書の定家の手によると思われる「しなへ一説也」も、定家の考察の跡とみることが出来る。

卅八番左の詠者は「宇治宮の」を付けることによって「八の宮の姫君」であることを示したと言えよう。卅二番右詞書の「一の大い臣」も同じ。そのように考えると八十六番右の詞書は「ふえをふきささびて」を書き加えて、歌の意を理解しやすくしたと考えられよう。

勿論定家自筆本で、逆に誤りを定家が訂正していない(定家が気づかなかった)箇所もないわけではないが(注6)、自筆箇所はより正しているとみることができよう。

以上のように検討を重ねると、伝為家自筆本と称される祖本は、定家自筆本より古い姿を残していると言えるのではないだろうか。久曾神氏の分類である前稿本(注7)と完全に一致しているわけではないが、定家が書写した現存の自筆本の前段階の書写本と考え得るのではないだろうか。

ま と め

今回、おそらく江戸時代初期までは存在したと思われる、為家自筆本と伝えられる本を祖本として書写された二書を紹介した。その二書を定家自筆本と比較することによって、その性格を明らかにし、おそらく現存する定家自筆本(後稿本)の前段階の姿を残しているのではないかと考察した。今後他の写本類と詳細に突き合わせることによって、『拾遺百番歌合』伝本の全体像が見えてくるであろう。

注1

入江昌喜事蹟顕彰會編『入江昌喜翁』(昭和十九年五月)掲載の「入江昌喜翁筆蹟」による。

注2

東海大学蔵『拾遺百番歌合』桃31-16(旧 桃園文庫)

注3

竹本元規・久曾神昇編『定家自筆物語二百番歌合と研究』(未刊国文資料刊行会一九五五年十二月)。以下久曾神氏の説はこれによる。

注4

定家の自筆部分については、(注3)の翻刻の下の記載と、自筆本の影印『日本古典文学影印叢刊十四 物語二百番歌合 風葉和歌集桂切』(貴重本刊行会 一九八〇年八月)で確認した。

注5

『拾遺百番歌合』『後百番歌合』の伝本すべてを確認したわけではないが、目を通したものは書陵部本(甲・乙)・群書類従本・尊経閣文庫蔵本・松平文庫本・成城大学蔵本・京都大学蔵本である。

注6

廿六番・八十九番左詠者は、「二条内侍のかみ」が正しい。

注7

前稿本・後稿本の分類に関しては、異論が多く今後検討の必要があるが、定家が作成し

後に再び書写したことから、定家が自ら書写した本が少なくとも二本以上存在したであろうことは動かない。今後現在伝わっている伝本を、どの段階の本と位置付けるかについて、再度詳細な調査が必要と思われる。

今回、貴重な資料の閲覧をお許し下さった東海大学図書館には、厚く御礼申し上げます。

On the book of “Shui-hyakuban-utaawase” apparently copied by Fujiwara Tameie

YONEDA Akemi

Abstract : Both of Konan Women's University Library Collection's “Shui-hyakuban-utaawase” and Tokai University Library Collection's “Shui-hyakuban-utawase” are copied from the book by Fujiwara Tameie.

Key Words : Shui hyakubanutaawase, Fujiwara Teika, Fujiwara Tameie

要旨：甲南女子大学蔵「拾遺百番歌合」と東海大学蔵「拾遺百番歌合」両者は、同じ藤原為家書写本を写した本である。

キーワード：物語二百番歌合、藤原定家、藤原為家